

## ◎新潟県告示第1244号

県立自然公園の許可、届出等の取扱要領（平成19年3月29日環企第1031号）第5第1項で準用する自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第36項の規定により、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域を変更し、次のとおり定める。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 第1 特例を適用する地域の定義等

- 1 この告示において変更する地域の範囲は、次のとおりとする。

瀬波地区 村上市瀬波温泉及び瀬波の区域の各一部

- 2 1に掲げる地域を表示した図面は、新潟県県民生活・環境部環境企画課内及び村上市役所に備え付けて供覧する。

### 第2 瀬波地区の基準の特例

- 1 瀬波地区において行われる県立自然公園の許可、届出等の取扱要領（以下「要領」という。）第5第1項で準用する自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第11条第2項本文に規定する行為については、同項中「13メートル」とあるのは「30メートル」と読み替えて適用する。

- 2 瀬波地区において行われる規則第11条第4項本文に規定する行為に係る要領第5第1項の基準は、規則第11条第1項第2号から5号まで並びに同条第4項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが30メートル（その高さが現に30メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

- (2) 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が60パーセント以下であること。

- (3) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩及びそれ以外の道路の路肩から、それぞれ2メートル以上離れていること。

- (4) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から2メートル以上離れていること。

- 3 瀬波地区において行われる規則第11条第6項本文に規定する行為に係る要領第5第1項の基準は、規則第11条第1項第2号から5号まで並びに同条第4項第7号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩及びそれ以外の道路の路肩から、それぞれ2メートル以上離れていること。

- (2) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から2メートル以上離れていること。

- (3) 当該建築物の高さが30メートル（その高さが現に30メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

- (4) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合が60パーセント以下であること。